

第1回 菊池市総合教育会議（議事録）

○招集年月日 平成27年10月19日（月） 午後5時00分～

○招集場所 菊池市役所3階 第4委員会室

○議事日程

1 あいさつ

2 議事

（1）菊池市総合教育会議の運営について

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4
- ・菊池市総合教育会議運営要綱（案）

3 傍聴人の入室

4 議事録署名者の指名

5 議事

（2）教育に関する「大綱」の策定について

- ・策定の目的・イメージ
- ・意見交換

（3）今後の日程について

6 その他

○会議の公開、非公開又は一部非公開の別
公開

○出席委員及び欠席委員の指名

[出席委員]	市長	江頭 実
	教育長	原田 和幸
	教育委員会委員長	佐々木 輝男
	// 委員長職務代理	坂井 博明
	// 委員	佐藤 証
	// 委員	坂崎 聡子
	// 委員	松岡 義博

[欠席委員] なし

○出席事務局職員等	政策企画部	部長	小川 秀臣
	総務部	部長	馬場 一也
	教育部	部長	松岡 千利
	政策企画部市長公室	室長	上田 俊介
	総務部総務課	課長	徳永 孝博
	教育部	教育審議員	秋吉 美津子
	教育部学校教育課	課長	山本 幸一郎
	教育部学校教育課	課長補佐	原田 景子

○オブザーバー 副市長 木村 利昭

○傍聴者 5名

○議事内容 別紙のとおり

事務局（上田） 事務連絡としまして、法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）の規定により、総合教育会議は、原則「公開」とされております。このため、事前に会議開催の日程等については、菊池市ホームページに掲載し、周知を図ったところでございます。ただし、会議の公開に必要な傍聴規定等が現在ございませんので、議事（１）の傍聴規定等を入れた運営要綱（案）を協議いただき、承認を得た上で「公開」といたしたいと思っております。運営要綱の承認までは、事務局で進めてさせていただきます。

事務局（上田） 定刻となりましたので、第１回の菊池市総合教育会議を開催させていただきます。
まず、市長、挨拶をお願いします。

江頭市長 こんにちは
第１回目の菊池市総合教育会議の開催時間につきまして、午後５時という大変遅い開始時間となりましたことに対しまして、大変申し訳ございません。私も先ほど出張から戻りましたばかりで、大変皆様にご不便、ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げたいと思っております。

菊池市の総合教育会議は、法の改正により設置が義務づけられた会議でございます。法の改正と申しますのは、ご存知のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律によるものでございます。

近年の教育行政において、特に福祉ですとか地域振興など、市長の権限に属する事項との密接な連携が、必要となってきたということが背景でございます。

市長と教育委員会が菊池市の教育、学術、文化の振興に関する課題や方向性を共有するために議論を尽くす場ということになりますので、活発なご意見等を頂戴してまいりたいと思っております。

第１回目の会議でございますけれども、事務的な協議に加えまして、策定が求められております大綱というものをどうゆうふうを考えて行くのかということにつきまして、まずご協議をいただきたいというふうを考えているところでございます。

大変お忙しい中、どうぞよろしくお願い申し上げます。冒頭のご挨拶に替えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局（上田） 議事に移ってまいりますが、冒頭申し上げましたとおり、運営要綱の承認までは、事務局の方で進めさせていただきたいと思っております。

議事（１）の菊池市総合教育会議の運営について説明させていただきます。

事務局（上田） ・・・・菊池市総合教育会議運営要綱（案）についての説明・・・

- 松岡委員 運営要綱の構成員のところでございますけれども、第3条ですね。会議は市長及び教育委員会をもって構成するというので、市長部局は、市長さんだけということですか。今日は、運営要綱の審議だから事務局の方も（同席）ということですか。
- 事務局（上田） 基本的には、会議の構成員ということでは、市長さんと教育委員会委員さんというのが法で決められております。資料1ページの菊池市教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋の中、第1条の4第2項に総合教育会議は、次に掲げる者を持って構成するとされ、地方公共団体の長及び教育委員会が総合教育会議のメンバーとなります。本日、こちらに居ります（構成員以外）のは、事務局ということで考えていただきたいと思います。
- 松岡委員 発言とかの権限はなくて、事務局ということでの参加ということですか。
- 事務局（上田） 市長にこの教育会議の司会、議長をやっていただきますので、事務局は、質疑等について必要に応じて回答するというイメージになります。
- 江頭市長 総合教育会議の要綱に、事務局を置く等の規定はないのか。
- 事務局（上田） 要綱の第13条にあります。
- 松岡委員 会議における役割分担をはっきりさせておいて下さい。
- 佐々木委員 副市長さんの参加はどういうことか。
- 事務局（上田） 会議の構成員は決まっておりますので、副市長の参加につきましては、オブザーバーとして参加いただいているということでご理解下さい。会議の委員としては、市長及び教育委員会さんということで、事務局としましては、会議内容が多岐にわたりますので、市長公室については、教育会議が基本的に市長が発議・招集することとされておりますので、事務局の頭をとらせていただき、関係部署として、教育委員会教育部学校教育課と裁判等の対応関連で総務課を入れた3課で、事務局を受け持つという要綱の表記にしたところです。
- 事務局（上田） （要綱の）内容につきまして、何かございませんか。
- （委員） 内容的には何もございません。
- 事務局（上田） それでは、要綱（案）の条番号が重なっておりましたので、要綱（案）の12

条を13条、13条を14条に変更（修正）することとし、運営要綱の承認をいただいたということで会議を進めさせていただきます。

（委員） はい。

事務局（上田） 菊池市総合教育会議運営要綱の承認をいただきました。要綱第4条で、議事について市長がその議長となるとなっておりますので、市長、今後の議事進行をお願いします。

（議長） 市長 はい、わかりました。

菊池市総合教育会議運営要綱というものが承認されましたので、私が、ただいまより議事進行をやらさせていただきます。

それでは、今承認されました運営要綱に基づきまして、原則公開とされております会議ですので、ただいまより傍聴を許可したいと思います。

傍聴人の入室を。

事務局（上田） 傍聴人に入ってもらいますので、しばらくお待ち下さい。

．．．．． 傍聴人の入室．．．．．

（議長） 市長 それでは、運営要綱第12条第3項の規定により、議事録署名者をこちらより指名させていただきます。本日の議事録署名者を佐々木教育委員長さんをお願いします。よろしく願いいたします。

（議長） 市長 それでは、議事の2番、教育に関する「大綱」についての議事に移ります。

今回の法改正、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正ですが、これよりまして、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされましたので、大綱の策定方針、策定期間、対象期間、大綱の構成等について順次協議をお願いしたいと思います。

まず、策定方針から協議をお願いしたいと思います。大綱の策定に当たって、事務局より説明をお願いします。

事務局（上田） ．．．．．大綱の策定方針について説明．．．．．

（議長） 市長 今の説明につきまして、ご質問等はありませんか。

佐々木委員 一つよろしいでしょうか。

(議長) 市長 はい、どうぞ

佐々木委員 ただ今の事務局の説明では、大綱を作るということですが、現在、菊池市教育振興基本計画第2期計画ができておりますけれども、それが十分、大綱に準ずるような内容であれば新たに作らないでもいいじゃないかということでしょう。また、何かをプラスすればいいじゃないかという説明ですか。

事務局 (上田) はい。
文部科学省の通知によりますと、今、現行の菊池市教育振興基本計画が大綱と何ら遜色がないということであれば、わざわざ大綱を作る必要がないこととなっております。

松岡委員 関連質問で、質問なさっていたように、大綱という形を、菊池市教育振興基本計画を、やっぱり、そのまま残そうとした場合、大綱というものはまた別枠であるのか。2つ柱があるということになるのですか。
だから、大綱があってその下に教育振興基本計画が流れてくるということか。

事務局 (上田) 基本的な姿としましては、菊池市の大綱があってそれを基に教育振興基本計画があるということになるでしょうけれども、今回は少し特殊であると思います。先行して菊池市教育振興基本計画というものがございまして、後からこの法の改正によりまして、大綱を作りなさいということになったものですから、後先になってしまっているということもございまして。

佐々木委員 よろしいですか

(議長) 市長 はい

佐々木委員 後先になっているということもあるのかと思いますが、私たちがこの教育振興基本計画を作成するに当たっては、市長の考え等を踏まえながら、作成したところですので、もしも二つ必要というのであれば別ですが、一本化するのであれば、(教育振興基本計画を)大綱に替えて差し支えない気が、教育委員会としてはしております。

坂井委員 はい

(議長) 市長 はい、どうぞ

坂井委員 佐々木委員さんもおっしゃられていたように、教育振興基本計画については、

いろいろ吟味しながら作っていきたくわけで、新たに大綱を作って、例えば、住民の皆さんにお示しをしたときに、混乱を招くのではないのでしょうか。

議長（市長） 他の委員さん、何かございませんか。

坂崎委員 はい。

議長（市長） はい。

坂崎委員 あ、大綱なんですけれども、大幅に基本的方向性、国が示しているものと、菊池市が第二次計画でやっているものと、ほぼ何も変わらないのではないかなと思うんですけれども、これにプラスして、市長の方でもう少し何か加えた方がいいと思われるのであればそれに従って、再度こちら（教育振興基本計画）を見直さないといけない部分が、でてくるかもしれないですかね。もしも大綱を大幅に変えるとするなら。ただ、国の基本方針としての4つは、ほぼ今の状態ではクリア、ほぼ合っている、クリアしているじゃないかなと思うんですけれども。

議長（市長） 事務局は、何かありませんか。

事務局（上田） 今、現行で、平成27年3月に菊池市教育振興基本計画は作ってございますので、新たに作り直すというのは、ちょっと、時間的な余裕がないのかなと思いますが、やっと出したばかりでございますので。

坂崎委員 そうなんです。

議長（市長） それでは、整理しますと、今の菊池市教育振興基本計画と何か別のものを作るんじゃないかと、本当は大綱があって、それを受けての教育振興基本計画があるべきなんですけれども、タイミングがずれておりますので、仮にですよ、仮に、大綱を作るとしても、今ある基本計画が、その中にすべて収まるようなハーモニーを持った大綱にならないとおかしい。

そのために、いまあるものをわざわざ変えるというのはちょっと、せっかく作ったばかりですから。そういう整理でよろしいかと。

議長（市長） その他何か。

佐々木委員 期間の年度ですけれども、大綱が3年、平成29年まで、予定で、教育振興基本計画が5年、この年度の食い違いは、一緒の方がいいんじゃないかなと思うんですよ。そここのところを。

事務局（上田） すみません。
今のところは、策定方針のところ、任期については、後程ご説明するつもりでございましたが、８ページの方に各種計画の計画期間をまとめております。

事務局（上田） ・ ・ ・ ・ ・ 各種計画の計画期間について説明 ・ ・ ・

議長（市長） （大綱を）策定するかどうかという方針と、質問がありました（大綱の）期間ということ、きりかたのタイミングというもの、多少、関連しあうかと思っておりますので、含めてのご質問でも、お願いします。

松岡委員 よろしいですか。

議長（市長） はい、どうぞ。

松岡委員 そうしますと、今まで皆さんが発言なさった形が、基本計画と大綱というものが、大綱が後付けで整理しなければいけない。基本計画自体は、これを大綱の中に移行するとした場合、これはこのままですんなり移行できるものなんですか、それとも何か少し見直して移行しなければいけないものなんですか。

事務局（上田） 基本的には、振興基本計画を作られるときに、基本理念であるとか、方針とか、基本的な方向性を、教育委員会の方で決めてございますので、（振興基本計画を）こういう方向で行くというのを決められておりますので、今回、法改正で市長が大綱を作成するとなりますので、市長さんの思いと整合性をとってどうするかということになると思います。

松岡委員 そうしますと、大綱ができれば、振興基本計画はなくなる、一本にまとめるということになりますか。

事務局（上田） そういうやり方もありますと、できますよと国の方は言っている。通達があつていと。

議長（市長） 質問の内容について、確認します。今、最後におっしゃったのは、大綱を作ると今の振興基本計画は、それにすべて、取って代われるかということですか。
事務局、今の質問について、もう少し咀嚼して回答をお願いします。大綱を作ると今の振興基本計画は、すべて吸収されて無くなるのですかという質問です。

松岡委員 概ね平成２９年度までのお話をなさっておられましたから、平成２９年度まで暫定的にですね、なったとしても、大綱ということで吸収されてなくなるのか、

それとも2つ存在していくのか。

事務局（上田） 大綱の期限と申しますのは、（法改正の手引き等に）書いてありましたのが、首長さんの任期であるとか、国の考え方の切り替え時期を期限に、その大綱については、（期限を）もっていきなさいと書いてございました。あくまで大綱といいますのは、首長さんが作るものですから、首長さんの任期で切った方が首長さんの考え方、教育関連に関する考え方としては、表現できるのかなというところはございます。大綱と教育振興基本計画は、ペアであるべきものでしょうから、同時期に作ってゆくという方向性で、最終的には調整していくべきものと考えております。

議長（市長） AかBかではなくて、大きなもの（大綱）の細目として教育振興基本計画があるという位置付けです。

松岡委員 大綱の位置付けがここに載っておりますよね。位置付けから見ますと、大綱がまづ作られる、そのときに教育振興基本計画をまづそこに、大綱の中に入れる、教育振興基本計画は残ってそのまま連動して行くという理解でよろしいですか。

佐藤委員 もう一つ、質問いいですか。

議長（市長） ちょっと待ってください。整理をしながら。

教育長 いいですか。

議長（市長） 教育長から先をお願いします。

教育長 教育振興基本計画は、教育基本法の中にきちんと策定しなければならないと盛り込まれていますから、教育基本法がそのまま残りますので、教育振興基本計画はもちろん残してゆかなくてははいけない。今回、大綱を策定するとなった場合、今ある教育振興基本計画の内容が、大綱に相当すると市長並びに教育委員さん方が思われるならば、教育振興基本計画を大綱として置き換えることもできる。でも教育振興基本計画というものは、きちんと残してゆかねばならない、ということだと思います。

佐藤委員 同じ意見ですけれども、大綱は首長が作られるもので、大綱とは詳細な施策について作成するものではないとされています。

坂崎委員 本来であるならば、大綱があつての教育振興基本計画。今回は、逆になってい

るためゴチャゴチャしている。

議長（市長）

基本計画には、当然、基本理念があつて方針があつて基本的方向感、重点取り組み事項があります。その中に具体的な細目をこうゆう風に進めて行こうという細目がある。理念とか方針とか基本的方向感は基本計画に入っていますよね。この部分は上位概念なんですよね。大きな仕組みのところですよ。これをもっとエッセンスをちじめたものが大綱になります。今回は、後先が逆になっておりますので、今言ったが上位概念の理念とか基本方針が変わらないのであるならば、それを持って今回は大綱としていいですよと、選んでいいですよということです。

あるいは、せっかくだから新しく大綱を作る、仮に作ったとしても基本計画が変わるものであるならばおかしくなってしまう。

議長（市長）

事務局に補足説明をお願いしますが、期間とも関係しているんですが、大綱期間を2年としたときに、じゃその時に見直した時に何か変わるのか。

事務局（上田）

一般的には、大綱が、ここでは29年度までとした場合、30年からは新しい大綱となりますが、その時、既存の教育振興基本計画が継続してありますので、大綱の変更に合せて教育振興基本計画を変更してゆくのが筋といたしますか望ましいという表現になっております。

議長（市長）

では、僕が、質問していいですか。

それでは、大綱を作らないとしますね、そうしますと基本計画は実質4年半程残りますよね。首長が変わったとしますよね、そこではどうするの。もし変わったら。

事務局（馬場総務部長）

今回の法律改正により文部科学省より通達が来ております。1点目は、教育振興基本計画が何でできているかといいますと教育基本法17条第1項に基づきできていると。今回の大綱は、首長が作りなさいと。ただ、基本は、教育基本法第17条第1項に基づきとなっておりますので、出所は一緒なんです。教育基本法第17条に何て書いてあるかと申しますと、教育振興基本計画を作るときは、地方公共団体が計画を定めて作りなさいと。それに基づいて、第2期の教育振興基本計画が出来ている。出所が一緒のやつを作って、それを参酌して大綱を作りなさいというのが首長に命じられているというのが今回の法律の改正です。出所が一緒のやつで作るといふ、中身が何かといふと全く似たようなものなんです、基本方針を定めなさいといふ。

今、作らないでいいですよといふのは、教育基本法第17条を基本として第2期計画に網羅されているやつに、まあ、そう、首長が考えている基本方針に変わりはないよねと。仮に、今、市長から質問があつた、首長が交代して新たな首長

が就任した時ということで、通知の中に書いてありまして、新たな大綱を策定した場合においては、当該計画、教育振興基本計画と大きく内容が異なるような大綱を作った場合においては、こっちの計画を見直す、変更することが望ましいという通達がきております。だから、首長が作る大綱と基本的に違うのは違うんだけれども、出所というか、参酌する根拠は一緒なんですと、その基礎となる何に基づいて作るのかというのは、あくまでも教育基本法17条に基づいて、国が作っている計画を参酌しなさいと、そういうことで市が作っていると。国が作ったやつを今回も参酌しなさいよと元の教育振興基本計画はまたいっしょだと。ということで、よく分からない、大綱と教育振興基本計画の違いが。しかも今回、菊池市が作っている教育振興基本計画は、今の市長が就任されている間に、任期中に、昨年作っておりますので、ここで大綱が大きく変わってしまうと問題があるのではと事務局としては思っているところではあります。

坂崎委員

大綱が変わったら、教育振興基本計画を見直すのが筋ということ。

事務局（馬場総務部長）

大きく変わらないのであれば、大綱を作ってもいい、問題ないと。教育振興基本計画を網羅したものと当会議が判断すれば、先ほどから申しておりますように、別に定めず、教育振興基本計画を大綱と見なしてもいいですよと通知があつてますということですよ。

佐藤委員

市長が在任中に（教育振興基本計画に）作ったのであるから、それを思えば、大綱を作る必要があるかということに・・・。

佐々木委員

はい

議長（市長）

どうぞ

佐々木委員

ですから、市長が大綱を定めるに当って、教育委員会サイドで作った教育振興基本計画に遜色はないと、差し支えないと市長さんが判断していただければこのままで。

だから、市長さんが大綱をどのようにお考えなのかを判断の材料にして、差し支えないということであれば、新たに作る必要はない。もしも、いろんな問題点が出たらこの大綱の終了時期に検討するというので、差し支えないと思います。

議長（市長）

それでは、ちょっと、わたくしの方で、今のご意見について、補足しておきたいと思うんですが、私の任期中に今の教育振興基本計画を教育委員会の方で検討いただいている。市政の向いている方向を理解していただいた上でお作りいただいた計画でございます。

今後、時代が変わってゆく中で、その年その年における重点については、変わっていくこともあるかとは思いますが、大きな一つひとつの目指す方向感といえますのは変わらないであろうと思います。

今、現状の中で、私が考えていることは、この間も少しお話させていただきましたが、きちんと整理したわけではございませんが、自分で考える力を持った子供を育てる、また、生き抜く力、たくましい心も体も両方ですが、自然に学ぶ姿勢、命とかチームワークに繋がるものではないかと思いますし、大変重要なことだと思います。また、地域と共にということを打ち出したい、社会参画ですとか、社会を学ぶところから郷土愛も育てゆく、国際人として学ぶということ。そして、今あります教育振興基本計画の基本的方向感に盛り込まれていることでありますから、今回この教育振興基本計画を修正してまで入れなければならない概念ではないと思いますので、今皆様のご意見を集約させていただきますが、もし、今申しましたことが教育振興基本計画に盛り込まれているということであれば。

一応、総合教育会議において、大綱については、首長と教育委員会が審議を尽くして、首長が決定すると決められています。意見の集約を行いたいと思います。

議長（市長） それでは、その前に、皆さんの意見を集約する前に、何かご質問ご意見はありませんか。

議長（市長） それでは、大綱を作るのではなく、今の教育振興基本計画、第2期の計画でございますが、計画を持って大綱とするということで、ご賛同いただける方は、挙手をお願いします。

・・・・・・・・全員、挙手・・・・・・・・

議長（市長） それでは、賛成多数ということで、ただいまの教育振興基本計画を持って大綱とさせていただきます。

それから次に期間ですが、策定方針で新たに大綱を策定しないということとしましたので、いまの教育振興基本計画がスタートしたばかりですので、途中での見直しのニーズが出てこない限り、いまのままの教育振興基本計画でいくということで、これでよろしゅうございますか。

委員 はい。

議長（市長） 大綱に関してご協議し承認をいただく事項は、以上でございます。

議長（市長） その他、(大綱に関連して)事務局からありませんか。

事務局 ございません。

議長（市長） それでは、議事2について、意見集約ができたところでは、次に、最後に議事3その他ということに移ります。次回の開催日程でございます。事務局から提案等ございますか。

事務局（上田） 要項等で教育会議開催の事項が決められておりますし、また、教育委員さんの会議も毎月行われておりますので、それを受けて次回開催したいと思います。

議長（市長） 別途調整して、ご連絡するということがよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（市長） お忙しい中、活発なご意見をいただきありがとうございました。第1回目の菊池市総合教育会議を終了したいと思います。皆様、大変お疲れ様でした。

・・・・・・・・ 以上 ・・・・・・・・

19:02 終了

菊池市総合教育会議運営要綱第12条第3項の規定により、ここに署名します。

教育委員長 _____